

p.65

第2章 薬局と医薬品の販売業

2 薬局

4) 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定制度

(1) 地域連携薬局の認定

誤	正
ポイント 地域連携薬局の認定の基準とは、次の 三つ だ	ポイント 地域連携薬局の認定の基準とは、次の 四つ だ

p.77

第2章 薬局と医薬品の販売業

4 配置販売業

2) 配置販売業の許可の基準

誤	正
ポイント 配置販売業の許可を受けるためのポイントは、次の 三つ だ	ポイント 配置販売業の許可を受けるためのポイントは、次の 二つ だ
その2 配置販売業の許可申請者が、 欠格事由に該当して	その2 配置販売業の許可申請者が、 欠格事由に該当していないこと

p.78

第2章 薬局と医薬品の販売業

4 配置販売業

2) 配置販売業の許可の基準

(1) 配置販売体制の基準

〈薬剤師又は登録販売者〉

誤	正
店舗販売業 では、	配置販売業 では、